

The Reconstruction of a Child Residential Care - Human Relations of aChild Residence -

journal or publication title	Journal of Aichi Toho University
volume	43
number	2
page range	39-50
year	2014-12-10
URL	http://doi.org/10.20728/00000351

児童施設ケアの再構築
—児童福祉施設の人間関係—

丸 岡 利 則
丸 岡 桂 子

愛知東邦大学

児童施設ケアの再構築

—児童福祉施設の人間関係—

丸 岡 利 則
丸 岡 桂 子

目次

1. はじめに
2. 児童福祉施設の方向
3. 家族的な人間関係
4. 家族モデルの限界
5. 専門職業的な人間関係
6. 信頼関係
7. おわりに

1. はじめに

児童福祉施設のソーシャルワークにおいて、個人への援助方法の焦点としての人間関係のあり方は、古くて新しい課題である。これまではむしろ児童施設のケアの1つとして扱われていたため、単に児童養護における処遇上の問題として検討されてきた。本稿では、文献研究を中心にして児童施設ケア（レジデンシャルケア）の視点から、専門家¹⁾と児童²⁾の人間関係のあり方を検討するものである。

議論の核心は、専門家と児童との信頼関係の構築においている。家族的なケアの発展的な方向を家族モデルに置きながら、それを乗り越え、いかにして児童との信頼関係が構築できるかを考察するものである。

児童福祉施設では、家族と切り離された児童のケアを実現するために、その処遇を家族モデルに求めながら、その機能を最大限に生かしてきた。たとえ家族と切り離されても、家族機能は処遇上に大きな示唆を与えてくれる。しかし、それだけでは児童との人間関係における信頼関係を形成することは難しい。そこで専門家としてのあり方を検討し、これまでの人間関係の概念定義を再構築することが本稿の課題である。

2. 児童福祉施設の方向

(1) 児童福祉施設の現状

わが国の児童福祉は、社会的養護という枠組みで、里親などの家庭的な環境での家庭的養護と

児童養護施設のような児童福祉施設での施設養護が大きな2本柱となっている。本稿では、施設養護での施設ケアを中心にした処遇論を検討する。その前に、児童施設の基本的な方向を概観する。

児童憲章によれば、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」とされている。また児童の権利に関する条約の第20条では、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」と規定している。そして児童福祉法の2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定している。

親のない子どもたち、あるいは親がいてもその不適切な養育や虐待によりともに暮らしていない子どもたちなど、何らかの事情で家庭において養育されることが困難な児童に対して社会が提供する養育環境を社会的養護といい、前述のように家庭的養護と施設養護に大別される。国際的には家庭的養護が主流となっているが、しかし我が国では要保護児童の9割が児童養護施設や乳児院に入所し、里親・ファミリーホームへの委託児童は1割程度にすぎない。しかも児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

国は、社会的養護が必要な児童を可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の地域分散化による家庭的養護の推進、具体的にはケア単位の小規模化、本体施設の小規模化（定員45名以下）、グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援を進めている。本体施設については、専門的ケアと地域支援を行うセンターとして地域の社会的養護の拠点となるよう高機能化をすすめる計画である³⁾。

（2）家族的ケアへの方向

家庭的養護への移行は、こうした児童養護施設の小規模化だけで実現されるものではない。当然ながら担当職員の高度な資質や専門的力が必要とされる。また施設の家庭的環境は、施設の運営者や現場職員の職業倫理によるところが大きいと言える。つまり施設養護の専門性と家庭機能をコーディネートするスタッフ、職員の価値観・倫理観が各グループホームの実践に大きく反映しているのである。さらに言えば、家庭的養護の基軸は、子どもと現場職員との家族的人間関係にあるといってもよい。子どもが家庭で育つ場合と同じように、施設においても日常生活の中で大人とのきめ細かい関係が保障されなければならない。

近年、児童虐待や処遇困難児の増加に伴い、治療的援助の必要性から児童養護施設の専門性の向上が求められている。そうした職員の専門性についての議論⁴⁾は多いが、人間関係そのものについての議論はほとんどされてこなかった。本稿では、特に児童福祉施設における家族的人間関係と専門職業的な人間関係のあり方について考察するものである。これは施設や里親の社会的養護がどこまで家族に代替できるのか、そもそも家族に代替可能であるのかという問題でもある。

例えばA・デイビスは、英国での施設ケアにおける家族モデルの発達について、次のように述べている。

「家族生活に対する批判の中心の見解は、施設のケアが取り扱う実践やその存在そのものにあった。反対に、家族というものは、利用施設のなかでの日常生活のプログラムを基礎にした積極的なモデルとして見られていた。それは、(中略) 拘置、刑罰、再教育、治療が様々な時代に施設利用という解決策の一つの要素として認識されていたが、さらに、刑務所、病院はソーシャルワークの分野となったものを発達させた制度を基礎にしたモデルとして見られていた。しかし興味深いことに、施設ケアの『家族モデル』が多様なクライアントグループには評判がよかったりよくなかったりしたにもかかわらず、施設ケアを発達させる主要な手段としてみられてきた長い歴史をもっている」⁵⁾。

3. 家族的な人間関係

(1) 施設の「家族モデル」

日本の社会福祉施設は、家族を連想させる職業的な命名の特徴を持っている。このことは保育所の「保母」を初め、養護施設でも同様に直接処遇職員を「保母」と、また教護院では「教母」と規定していることから理解ができるだろう。さらに老人ホームでも、直接処遇職員を以前は「寮母」と規定していたように、限りなく「母親」に近いイメージを作り出し、家庭的な雰囲気を連想させるような命名をしていることから、家族的な人間関係が重要視されてきたことが理解される。

また、これは、例えば、児童と家族が危機にあるときに、児童施設が家族に替わってケアするという立場、すなわち、家族の実施するケアの代替として施設処遇を捉える方法である。つまり、児童施設のケアの基本には、集団を前提とした個別的、家庭的なアプローチが求められてきた経緯があった。

施設の処遇方法には、家族の形態や機能をモデルにした技術が伝統的に求められてきた。小集団による家族形態を採用した小舎制やファミリーグループホームは、施設の処遇を家族モデルにつきつめた形にしたものである。「小舎制」(cottage system)とは、児童の施設(養護施設あるいは教護院を中心に)において、処遇効果を上げるために家庭的雰囲気を創りだし、利用児童同士、児童と職員との関係を密にするように意図した処遇形態である。大体6～8人を一単位として、一戸建てのものを大舎制といたり、両者の中間的形式を折衷制と称している⁶⁾。

家族モデルが施設処遇に多用されるようになったのは、それまでの収容施設というイメージからの脱却に意味があった。それは、より普通の家族に近づくことにねらいがあった。里親制度が生まれたのも、こういう影響があつてのことだった。はじめの頃の兵営のような施設からは、大変革であったと言ってよいだろう。

英国での初めの頃の施設ケアは、「兵営のシステム」⁷⁾をモデルにしたが、それは仕事中心で、身体的なケアと職業訓練、よい社会人になることを提供するものであった。しかしその後、この

ようなモデルはよい結果を生じないことが明らかになり、徐々に衰退する。

(2) 家族モデルの変遷

その後の1880年代からのモデルは、前項でA・デイビスが言うような家族モデルとなっていくのである。初めの頃の施設ケアの持っていた「拘禁、軍国主義的で、刑罰主義的な」要素から見れば、「家族モデルは、もっとも援助に値する要素をもっていたので適切であると見られていた」⁸⁾のである。この頃は、施設で家族モデルが支配的になった時期でもあった。

19世紀の終わりから第2次世界大戦後に、施設ケアの処遇モデルのなかで、「家族モデル」は、大きな変化を遂げていく。

1946年に、「カーティス委員会」(Curtis Report)は、児童施設での処遇に関して、家庭で子どもを訓練することよりも、家庭のなかでの子どもと親との関係ということに注目しはじめた⁹⁾。それは、情緒的な対人的な要求に応じるようなモデルの提唱であった。反対に、認可学校でケアをするアプローチに注目するという動きもあった。さらに、1960年代に「家族グループホーム」が強調されはじめた。それは、個別的なニーズへの認識が高まったからであった。しかし、また高齢者や障害者などの依存した対象者には、より家族モデルが流行したことも事実であった。

1967年の「ウイリアムズ委員会」¹⁰⁾には、施設ケアを大規模な単位で扱うよりも、小規模なものへ展開するべきであるとの報告があった。そこでは、より個別化されたケアとごく普通の日常生活の経験を与えることが強調された。同時に、この委員会は施設がすべき任務が、家族が行っているようなものと同じではないことも強調した。さらに、もっとも重要な点では、施設ソーシャルワークの専門性に言及したことであった。

4. 家族モデルの限界

(1) モデルとされる「家族」

そもそも家族とは何かという問いに様々な研究分野で膨大な先行研究の成果があるものの、これらについて明確な一義的定義を与えることは容易ではない。

たまたま近代において、一組の男女とその子どもで構成される核家族という平準化した近代家族モデルも、現代ではひとり親、ステップファミリー、同性カップルなどその揺らぎが顕著である。このような現象について、家族の崩壊、家族の個人化、家族関係の希薄化などと捉え、「家族は幸福であるはずである」というこれまでの家族神話から批判的にとらえる立場もあれば、あるいは「そもそも家族は必ずしも幸福ではなく理想的家族を目指すこと自体が不幸をもたらす」とする立場、さらに「家族単位ではなく個人単位の社会の構築を目指すべき」とする立場もある。

山田昌弘は、家族の基本的前提として、家族の持つプラスの側面も、マイナスの側面もその関係が選択できないこと(非選択性)と、そして解消しにくいこと(解消困難性)を指摘している¹¹⁾。つまり子どもは親を選べないし、親子関係も夫婦関係も解消しにくいというのである。そのため少なくとも従来は愛情の場としての家族においては、あるはずがないとされていた児童虐待や

DVが頻繁に起きていて、その対応に苦慮している現実がある。いずれにせよ、現在われわれにあらかじめ望ましい家族像というものが与えられていない以上、こうした家族に日常的に向き合いながら家族支援を行う援助者は、自らの家族体験に基づく家族観にとらわれた支援になると言えるだろう。

（２）家族観とその機能

次に福祉施設における家庭的環境と家族観について概観してみよう。

かつて戦災孤児の社会的養護のために設立された児童養護施設の入所児童のうち、現在では父または母の死亡を理由とする児童が2.4%、父または母の行方不明を理由とする児童は6.9%であり、施設入所のほとんどの子どもたちに親が存在する¹²⁾。

また実親がいるにもかかわらず、適切な養育を受けられず入所に至る子供たちが増加し、しかも親との交流がほとんどないことも多い。児童養護施設に入所している子どものうち帰宅交流があるのは52.7%で、そのうち月に1回以上の帰宅交流があるのは24.2%である¹³⁾。特に、親の顔を知らない子どもたちは、親を偶像化して理想を求めるものである。

例えば、芹沢俊介は大人の家族観と子どもの家族観の大きな相違を指摘している。子どもの家族観には血縁意識が関与していないこと、そして自分の命の存続のための受け止め手が一緒にいること自体が子どもにとっての家庭であるとする。一方で大人の家族観は血縁と実体としての我が家が基礎になっていると指摘する¹⁴⁾。

ではいったい児童福祉施設における家庭的環境には、家族のどのような機能の代替が求められるのか。

かつてT・パーソンズは近代家族の機能を「子どもの社会化・成人の人格の安定化」に収れんさせた。しかし彼の理論は家族を全体社会の下位体系としてとらえたものであり、しかもその前提となる家族モデルがアメリカの1950年代の都市中間階層の核家族であるという時代的拘束性も指摘される¹⁵⁾。

そこで家族を内部の関係性から見ると、すなわち家族を機能という側面で見ると、それらは、①生活関係的機能（共同消費や扶養にかかわる）、②人格関係的機能（人間形成や情緒に関する）、③親族関係的機能（性と生殖を秩序付けて家族関係上の地位に関する）と捉えることができる。ここで問題になるのが②の人格関係的機能であろう。その機能を実現するために家族的人間関係が求められるだろう。

（３）家族的な人間関係の限界と展望

家族をモデルにした人間関係は、職員が親密な態度で子どもに接するとか、共感や思慮深く理解するような到達点を見出すことになるだろう。児童養護施設の退所者に対するアンケートでは良い職員の具体像として、「家族・親の代わりとして接してくれること」が挙げられている¹⁶⁾。ここで求められている「親・家族」のような存在には、次の2つの特性があると考えられる。

第一の特性は、「支持性」（「受容」）である。それは、いつも一緒にいて、相互に励ましたり慰めたりして、共感的理解（痛みが分かること、一緒に喜ぶこと）を持って、よい行動を提示したり、助言を与えることである。

第二には、「持続性」（「継続性」）である。それは、裏切っても非難しても、親は子どもにあるいは、子どもは、親に態度を変えないことになるだろう。

すなわち親と子どもの間には、こういう「支持性」と「持続性」という特性があることが挙げられる。こうした家族的人間関係が形成されれば、子どもが自明のこととして、しかも永遠にここに存在してもよいという居場所感覚を内面化することができるであろう。

（４）専門的な人間関係への方向

しかしながら家族的な人間関係は、施設において理想的なモデル足り得るのだろうか。施設でのこうした家族的人間関係の形成にはいくつかの問題があることが指摘できる。第一に、そもそも他人との関係の中で家族的な人間関係が成立するのだろうかという疑問である。特に実親がいる子どもの場合にも、こうした人間関係の形成ができるのか。仮に支持性が成立するとしても、それは、共感的理解の点で不十分であると言えるだろう。

A・デイビスは、家族モデルの限界について、「施設の実践の家族モデルは、限界があるものと思われる。なぜなら、家族生活の『形式』と同じように、家族生活の『内容』にまで注意が払われないで発達してきたという前提があるからである。もし、小さな施設、決まりきった日常的な仕事、『母親（あるいは父親）』の姿、家庭的な環境という形式が正しいものなら、その場合には、より個別化された関係（個人の好みに合わせるような関係）を提供する機会を通してその内容は決まってくるだろう。ワーカーと利用者の両者はそのことがそれ程容易ではないことを見いだすだろう」と述べている¹⁷⁾。

第二には、現実的問題として施設職員が労働者であるという観点から、24時間同一人物によるケアが難しくなったことである。もともと児童養護施設では住み込みの継続勤務による一人担当制という勤務体制がとられることが普通であったが、労働時間の短縮から通勤制や交代制をとる施設が増加した。こうした環境で家族的人間関係が形成できるのかという問題である。しかも児童養護施設で働く職員は、まだまだ一般労働者の労働時間と比べて相当過酷な勤務体制に組み込まれていて、そのため勤続年数も短くなっている。

第三に、たとえ家族的な人間関係が成立したとしても、それだけでは施設が社会から期待されている目標を達成できないという点である。児童養護施設には家庭に代わり子どもを養育する「養育・保護機能」のほかに、子どもの自立に向けた「自立支援機能」や「教育的機能」、「家族援助機能」、「地域支援機能」や、また近年特に児童虐待や処遇困難児の増加から「治療的機能」が求められ、その機能の拡大が行われるようになってきている。そのことがさらに、職員のストレスを高め離職へとつながる原因の一つにもなっている。これについて国は、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げとともに、施設機能の強化を図るために心理療法担当職員などの専門職員の

配置の充実も検討している¹⁸⁾。

こうした専門職員だけでなくすべての施設職員に専門性が必要であることは疑いのないことである。職員に子どもとの親子意識が強い場合には、感情的行為が虐待となることもありうる。つまり親なら手を出してしまうところを、他の方法で子どもを諭すのが職員の専門性であると言える。

逆に生活全般における子どもとの人間関係について、そのすべてを専門職が引き受けて、それをもって専門的な技術論に置き換えることはできない。人格の成長の促進、ストレスの解消、限りなく共感的な支持などは家族的な人間関係を構築することによってのみ対応できる。したがって家族的な人間関係の限界を補完するのが、専門職業的な人間関係であると言えるだろう。

5. 専門職業的な人間関係

(1) 利用者と職員の境界線

多くの児童施設論における専門職員と児童との人間関係では、人間関係論の視点やその内容はきわめて曖昧で不確実であるために、具体的にどのような関係を結ぶべきかという説明が省かれてきた。

この節で議論するのは、職員と児童との間にどのようにしてよい人間関係をつくるべきか、すなわち、どのようにして専門職業的な人間関係をつくるべきかと言うことである。前節の家族的な人間関係と一番大きく異なっている点は、専門職員が利用者との間に一定の距離を持っていることであろう。

利用者と職員との関係が「信頼される」、「よい」関係になるということは、「よい人間関係」を形成することである。すなわち何を「よい」ことの基本に置くかによって、その内容が大きく異なってくる。このような前提を踏まえながら、施設における「よい人間関係」への形成がどのようにできるのかを検討したい。

例えば、1970年代の『施設養護の理論と実際』¹⁹⁾では、次のようなポイントを挙げている。

- ① 対象児童の変化
- ② 社会的養護としての施設
- ③ 社会的治療の導入
- ④ 養護原理の確立を目指して

しかしこれらには、マクロレベルの福祉政策の観点が中心であり、当然ながら施設ケアのレベルでの「信頼関係」や「よい人間関係」に言及はない。また、最近の『子ども家庭福祉・保育の幕開け』にも、その視点は政策レベルに限定されているので、これにも言及はない。

また才村純の『子ども虐待ソーシャルワーク論』²⁰⁾でも、バイスティック等を持ち出しているが、子どもとの具体的な人間関係への言及は含まれてはいない。以上のような政策中心的な観点から、児童福祉論の多くの先行研究での議論を要約すると、例えば柏女霊峰も指摘するように、「子ども家庭福祉の制度、マクロレベルの改革に焦点」²¹⁾が当てられたものが多い。しかし、政策

研究のようなマクロ視点が人間関係に言及できていないという点が問題なのではない。ここには、改めて専門家が実際にどのように児童のケアをするのかという具体的実践への視点が必要である。

（２）具体的実践

前節のミクロ視点が本稿の結論に至る人間関係の再構築への道筋である。

そのような具体的実践について、例えば高橋久雄の「人間関係」についての指摘が参考となるだろう。高橋は、児童養護施設の実践活動から養護担当職員に求める専門性について、以下の様に5要素を挙げて考察している²²⁾。

- ① 専門的判断・価値観
- ② 知識・技術
- ③ 職員の姿勢
- ④ 学校、地域、警察等に対する専門家・専門機関としての関わり
- ⑤ 組織的活動、チームワーク

特に、専門家がどのように人間関係を構築していくのかである。この点では、価値観の検討も重要であるが、それ以上に、「意図的な介入」としての専門的な関係づくりに重点が置かれるべきであろう。

同じように、例えば、児童福祉施設におけるレジデンシャルワークについて伊藤嘉余子は、日常生活援助を中心として子どもへの援助＝ケアワークに意図的なはたらきかけを行うことでソーシャルワーク化すると述べている²³⁾。それは高橋が「知識・技術」に掲げた「子どもを深く理解するための理論」やさらには、もっとも重要な「一対一の関係のなかで基本的信頼関係を形成しながら、人格が固まっていくように生活の中に枠組みを作る。」²⁴⁾ ことなのではないだろうか。しかしながら、これは、人間関係の核心部分であるものの、これを超えて付加された信頼関係への言及はない。

そこで、高橋が指摘する人間関係論から示唆を受けるべきは、次のことである。すなわち「子どもの成長の状況をつかみながら人との関係を形成するための援助、担当者子どもの個別の人間関係をまずつくり、深めていく中で少しずつ関係を広げていく援助」が必要なことであると述べている点である。これが信頼関係への方向なのではないだろうか。そして、それは、繰り返しになるが、あくまで信頼関係を構築するということの確固たる説明的仮説への方向性がなければならないということである。

6. 信頼関係

（１）信頼関係の3つの要素

専門職業的な人間関係とは、言い換えれば信頼関係である。

信頼関係とは、児童であったとしてもその児童である相手を一方的に信頼する関係ではなく、当然双方同士がお互いを信頼して成立するものである。一般的に信頼関係が成立していると、強

制がなくても支持が行われることを指し示している。すなわち、このことによって支持された行為が実行されることである。

では、いったい相手の何を信頼するのかということが問題になるだろう。

すなわち児童施設での児童が当然のように職員を信頼するという事は、相手の児童が職員との関係で、お互いが「こうすれば、こうなるであろう」という職員の行動への暗黙の理解である。それは、例えば同じ施設の友達と仲良くし、相手を尊重し、大切にすることが、職員が自分に対して、大いに「信頼」してくれるであろうという関係づくりである。この場合に、二人は信頼関係にあると言えるだろう。

それは、児童施設において児童が職員に対して、あるいは職員が児童に対して、それぞれ相手の行動が理解できることを意味している。それは、3つの要素である「目的、知識、状況」についての理解が成立していることである。

この3つの要素を具体的に展開すると、つぎのような文脈が構成される。

児童施設の専門家である職員は、例えば施設でかかわっている児童が将来こういう職業に就きたいという「目的」を知っているし、同様に、職員がこの児童の将来像を共有していることがさらに目的に含まれていることである。そして、職員は、将来像をつかむための社会資源や就労支援サービスの「知識」に従って何か適切なアドバイスを児童にするだろう。そして、いま児童が置かれている「状況」を十分理解して、色々なことをするだろう。そこでは、児童も職員の行動が予測できることが理解できる。職員の行動が理解できるということは、すなわち、職員の「目的、知識、状況」が理解できることなのである。

このような文脈を踏まえて、専門家としての職員の信頼関係の構成要素は、以下の3つから成り立っているという説明的仮説を示す。

- ① 職員への「善意」に対する信頼
- ② 職員が専門的「知識」を獲得していることへの信頼
- ③ 職員が状況を「理解」し、状況に応じて適切な行動を取ってくれるという信頼

この3つが本稿の目的である信頼関係の概念の構成要素による分節化であり、この内容を次節で詳しく検討をしながら、さらに再構成への道筋をたどるものである。

(2) 説明的仮説の道筋

まず①の「善意」とは、相手の「目的」や「価値」を理解していて、その目的の実現のために動こうとしている感情を言う。重要なことはその善意が相手に伝達されること、つまり、相手はその善意に対する意欲を感じることであり、この場合には、信頼関係の「善意」の要素が成立していると理解されるだろう。そして、このような善意を伝える技術が職員にとって必要である。

このことを職員と児童との関係で言うと、職員が児童の最適なケアの実現をしようとする目的をもっていることが児童に伝わるのが重要である。そして職員は、アセスメントとして、「利用者理解」に近いものであるが、児童の言い分や情報を一生懸命に聞いていることが、善意を伝

えていることなのである。それは、つまり、このことによって児童は職員善意を信じていると言えるだろう。すなわち職員が児童の施設生活にとってよいことをしようとしている意図が児童に理解できれば、それは信頼であると言えるだろう。児童との関係では、児童への「善意」こそがまず求められるだろう。

次に②の専門的「知識」は、目的を実現するために必要なものである。それは、決して単なる科学的な知識ではない。この場合、専門的知識という点が重要である。児童施設でもケアにおける専門的な知識とは、児童福祉法や施設ハンドブックの処遇指針のことではない。これらは、技術的な知識である。

児童施設のケアをする場合に、これが家族とのコンタクトの適切な時期であるという判断、一時保護所から次の児童施設へ措置する場合の情報を総合的に検討するような場合に、この児童の移行時期と次の施設とはどういう経過的な類型に属するものなのか、どんな原因で施設の措置になるのかと言った「分析的知識」が必要である。そのため専門的知識とは、目的を達成するために必要なものであり、単なる法律順守のような、単に過去の前例を確認するという知識ではない。専門的知識は、児童をどのように、どの施設に措置するのかということを決定的に決定するという技術的な知識なのである。つまり、専門的な知識とは、分析的知識と技術的な知識の両者が必要であると言えるだろう。

ただし、善意と同様にこの専門的知識も伝えることが重要である。しかし、この専門的知識を伝達することはかなり困難である。それには、専門家集団として確固たる制度があり、またその制度内で高度な専門的知識を表示する状況証拠が必要となるであろう。

最後の③の「理解」とは、「状況」についての理解のことである。これを別の言葉で言うと、「一義的な存在としての自己をそのようなものとして理解しようとしていること」である。それは、相手が「知ってくれていると知っていること」であると説明できる。つまり、深い理解が相手に感じられることであると言えるだろう。これを職員と児童との関係で言うと、職員が児童本人について、どんな人間なのかを知っていることが「理解」の第一歩である。それは、職員という存在が児童を適切なケアをすることに關して、現在の状況を乗り越えて児童の将来を変えさせることに対して、積極的に関わってくれていると児童が知っていることであり、職員も児童が現在の状況を乗り越えるようとしていることに積極的に応じていることに基づいている。

このことから相互信頼関係とは、「意図する行為、意図する意味が伝わること」であると言えるだろう。

7. おわりに

施設における専門家の利用者との間の信頼関係の構築は、ソーシャルワークの基本であった。専門家が利用者との関係を良好にするために、信頼関係こそがバイスティック以来援助関係の形成に必要なキーワードであった。しかし、利用者との援助形成過程での信頼関係は、あらためて検討される項目ではなかったことは述べてきたとおりである。

本稿では、専門家の人間関係の状況を踏まえ抽象化し、さらに説明的仮説からその分節化を試みた。それが本稿の課題である専門家である職員との間の人間関係を越えた信頼関係の再構築である。したがって、結論としては、前述の「善意」と「知識」と「理解」にあるだろう。

例えば家族的人間関係が成立していれば「善意」への信頼につながる。そして「知識」と「理解」による適切な行動への信頼関係の形成には、一貫した養育方針が求められる。さらにそれが他の職員と共有される必要がある。

つまり、さらにこの3つのポイントを実践に応用することによって、専門家が子どもの援助の目標を定めるためには、多角的なアセスメントを行い、計画に基づく援助そして評価（セルフ・エスチュームも含めて）²⁵⁾ というプロセスが日常的に実践されることが重要となるであろう。

注)

- 1) 本稿で用いた「専門的な職員」は統一的に「職員」と示したが、場合によっては、「専門家」、「専門職」、「職員」、「専門職員」などと表現している。したがって、引用などの経緯によって文脈の中で使い分けしている。
- 2) 「児童」については、本稿では他に「子ども」と示した個所もあるが、1)と同様に引用などの経緯によって文脈の中で使い分けしている。
- 3) 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」平成23年7月
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000/j8zz.html> 2012.9.20)。
- 4) これについては、高橋久雄「施設養護の専門性に関する考察」『学苑』761、人間社会学部紀要、2004年、58～66ページ。中島健一郎「児童養護専門職養成に関する一考察」『社会事業研究』、48、日本社会事業大学社会事業学会、2008年、162～165ページ。保延成子・堀尾恵太郎「社会的養護の展開と課題一(2)」『東京家政大学研究紀要』、49、東京家政大学、2009年、51～57ページ。岡本晴美「子どもたちの「生」を支える児童養護施設職員の専門性」『総合社会福祉研究』、28、総合社会福祉研究所、2006年、56～65ページ。伊藤亮子・小山道雄・林芳子『もっと考えて!! 保育者の専門性と労働条件』、新読書社、2004年などがある。
- 5) Davis, Ann., The Residential Solution, State alternative to family care, London, Tavistock Publications, 1981, pp.34.
- 6) 吉澤英子「施設ケアの特質とその課題」『施設における人間関係』、東京書籍、1985年、16ページ。
- 7) 前掲5)、35-36ページ。
- 8) 前掲5)、36-37ページ。
- 9) 前掲5)、48ページ。
- 10) 前掲5)、40ページ。
- 11) これについては、山田昌弘『近代家族のゆくえ一家族と愛情のパラドックス』(新曜社、1984年)参照。
- 12) 厚生労働省「社会的養護の現状について」平成24年6月
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunyakodomo/kodomokosodate/sya>、2012.9.20)。
- 13) 前掲、3)。
- 14) 芹沢俊介『家族という意思—よるべなき時代を生きる』、岩波新書、2012年、3～6ページ。
- 15) T・パーソンズの理論については、橋爪貞雄訳『核家族と子ども社会化』(黎明書房、1970年)を参照。
- 16) 藤田哲也「児童養護施設での生活経験のある者からみた「よい職員」とは」『金城学院大学論集』、

人文科学編 8 (2)、2012年、180～192ページ。

17) 前掲 5)、41ページ。

18) 前掲 3)。

19) 大谷嘉朗・斉藤安弘・浜野一郎『施設養護の理論と実際』、ミネルヴァ書房、1977年、52～55ページ。

20) 才村純『子ども虐待ソーシャルワーク論』、有斐閣、2005年、13～24ページ。

21) 柏女霊峰『子ども家庭福祉・保育の幕開け』、誠信書房、2011年、267～268ページ。

22) 高橋久雄「施設養護の専門性に関する考察」『学苑』、761、人間社会学部紀要、2004年、58～66ページ。

23) ここでは、伊藤の言うケアレジデンシャルワークとソーシャルワークのそれぞれの概念の違いが明確に区別されている。本稿でも伊藤の区別と同様に従来の養護的ケアを「ケア」とし、実際の施設で実施されているケアを「レジデンシャルケア」とするものであり、それを大きなソーシャルワークの枠組みで捉えたものを「レジデンシャルソーシャルワーク」とする。本稿では「レジデンシャルケア」を中心に記述する。これについては、伊藤嘉余子『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク』明石書店、2007年参照。

24) 前掲22)。

25) J.Thoburnは、SELF-ESTEEM、(Figure 1) の図の中で「Knowing about past relationships」のように子どもが過去の関係を理解することを自己アイデンティティの評価の基準として捉えている。これについては、Thoburn, J, CHILD PLACEMENT: PRINCIPLES AND PRACTICE, England, Ashgate Publishing, 1994を参照。

受理日 平成26年10月1日